

占冠村における会議・イベント等の中止・延期

村有施設使用についての基本方針について（令和2年5月28日）

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により指定されていた「特別警戒都道府県」は令和2年5月25日に解除となりました。しかし、治療やワクチンが確立されていないため、感染予防対策は引き続き行う必要があります。今後の村主催の会議等は、下記の基準で行いますので、ご協力よろしく申し上げます。

《 令和2年6月1日以降の対応方針 》

（1）クラスター発生リスクを軽減するため、下記のイベントは中止としました。

- ・ 村民レクリエーション（7月5日）中止
- ・ ふるさと祭り（8月1・2日）中止
- ・ 戦没者追悼式中止（献花台を設置します）
- ・ 敬老会（9月11日）中止

（2）会議や事業等は、必要最小限とし、開催する場合は以下の事項の対策を講じます。要件に満たない場合、延期又は中止とします。

- 1) 入口及び施設内の手指消毒物品を設置する。（消毒用エタノール等）
- 2) 開始前に検温を行い、発熱がある場合は出席（参加）不可とする。
- 3) 会場に入る際の手洗いの実施、途中においても適宜手洗いできる場の確保をする。
- 4) 人との距離を最低2m程度確保する。可能な限り対面とならない机の配置を行う。
- 5) 人が手を触れる場所の定期的な消毒と室内の換気（1時間に10分）を行う。
- 6) 不特定多数の者の参加が見込まれるものは行わない。
- 7) 会議等を行う場合は、原則2時間以内とする。
- 8) 原則、会食を伴うものは行わない。行う場合は、対面・発声はしないこと。
- 9) 必ずマスクを着用し、飛沫感染対策をする。大声の発声は行わない工夫をする。
- 10) 物品の使用は共有することを避け、共有する場合は消毒を徹底する。
- 11) 終了後に感染者が発生した場合に備え、濃厚接触者を確実に把握できるよう参加者の氏名と連絡先を把握する。
- 12) 参加者が多い場合は、入場制限の対策を行い、密閉・密集・密接を避ける。

（3）会議等を行う場合、事前に参加者に次の事項を周知します。

- 1) 発熱や咳などの症状がある場合、参加しない。
- 2) 過去2週間以内に発熱や風邪症状で受診や服薬をした場合、参加しない。
- 3) 参加する時は、前後に手洗いをし、手指消毒液を行う。
- 4) 個々人がマスクや代用品を用意・着用し、咳エチケットを徹底する。
- 5) 参加する場合、主催者へ氏名と連絡先を知らせる。
- 6) 感染が発生した場合、参加者へ確実な連絡を行うとともに、保健所による調査に協力する同意が得られること。

（4）村民の皆様が村内施設等を利用申請する場合、上記事項にご協力いただきますようお願い致します。また、利用後は、参加者氏名と連絡先名簿の提出をお願いします。